

#### **Press Release**

徳島労働局発表 令和3年9月1日

#### 【照会先】

徳島労働局労働基準部賃金室 室 長 天満 弘明 賃金指導官 森 恵子

電話:088(652)9165

# 「徳島県最低賃金」を時間額824円に改正決定 - 令和3年10月1日より効力発生-

徳島労働局長(伊藤 浩之)は、8月23日に開催された徳島地方最低賃金審議会(会長 関口 寛)からの最終答申を受けて、徳島県最低賃金を時間額824円に改正決定し、本日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、10月1日(金曜日)より効力が発生します。

徳島労働局では、改正された最低賃金額について周知するとともに、業務改善助成金 等の中小企業・小規模事業場に対する支援策の周知を積極的に行うこととしています。

#### <徳島県最低賃金の改正答申の概要>

1 適用する地域 徳島県全域

2 適用する使用者 徳島県内で事業を営む使用者

3 適用する労働者 上記の使用者に雇用される労働者

4 最低賃金額 時間額824円(現行 時間額796円)

#### <添付資料>

- 1 徳島県地域別最低賃金改正の推移(平成14年~)
- 2 業務改善助成金リーフレット
- 3 雇用調整助成金リーフレット

# 徳島県地域別最低賃金の推移(平成14年度以降)

年 度	目安額	目安比較	結審状況	時間額(円)	引上額(円)	引上率(%)	発効日
14			専門部会 全会一致	611	0	0.00	平成14年10月1日
15	0	±0	労側反対	611	0	0.00	平成15年10月1日
16	_	1	專門部会 全会一致	612	1	0.16	平成16年10月1日
17	2	+1	專門部会 全会一致	615	3	0.49	平成17年10月1日
18	2	±0	労側反対 使側一部反対	617	2	0.33	平成18年10月1日
19	6~7	$+1\sim2$	使側反対	625	8	1.30	平成19年10月21日
20	7	±0	労側反対	632	7	1.12	平成20年11月7日
21			専門部会 全会一致	633	1	0.16	平成21年10月1日
22	10	+2	使側反対	645	12	1.90	平成22年10月16日
23	1	+1	専門部会 全会一致	647	2	0.31	平成23年10月15日
24	4	+3	使側反対	654	7	1.08	平成24年10月19日
25	10	+2	使側反対	666	12	1.83	平成25年10月30日
26	13	±0	労側反対	679	13	1.95	平成26年10月1日
27	16	±0	労側反対 使側一部反対	695	16	2.36	平成27年10月4日
28	21	±0	使側反対	716	21	3.02	平成28年10月1日
29	24	±0	労側反対	740	24	3.35	平成29年10月5日
30	25	+1	専門部会 全会一致	766	26	3.51	平成30年10月1日
1	26	+1	労側一部反対 使側一部反対	793	27	3.52	令和元年10月1日
2		_	使側反対	796	3	0.38	令和2年10月4日
3	28	±0	使側反対	824	28	3.52	令和3年10月1日

# 業務改善助成金 が 使いやすく なります



- PC、タブレット等も要件を満たせば助成対象となります!-

『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。 (IVは別途要件を満たす場合に限ります。)

<u>特例 I</u> 45 円コースを新設 特例Ⅱ 年度内に2回目の 申請が可能 <u>特例皿</u> 引き上げ対象人数を 10人以上に拡大

特例IV 助成対象経費の拡大 (PC、スマホ等も対象に)

#### 対象者(事業場)

- ① 事業場内最低賃金と徳島県最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

#### 支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払 うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと

## 助成額

#### 最大 450 万円(10人以上の引き上げを行う場合は最大 600 万円)

(コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください)

#### 助成率

通常	生産性要件あり
4/5	9/10

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性 と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、 伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給 されます。

#### 助成対象

設備投資(機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練など)



特 例 IV 以下の要件(※)を満たす場合は、<u>PC、スマホ、タブレットの他、貨物自動車等</u> **も生産性向上の効果が認められる場合は対象となります。** 

※コロナ禍により売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、30%以上減少している事業者が30円以上の賃金引上げを行う場合



## 各コース助成上限額

・45円コースを新設

引き上げる労働者数

・10人以上の上限区分を新設	1人	2~3人	4~6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

## 活用事例

助

成

対

象

の

例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は 厚生労働省HPに掲載しています。



## 手続きの流れ

申請書・事業実施計画等を労働局へ提出

審査

○
交付決定

事業実施

事業実施 結果報告

支給

## 申請期限

令和4年1月31日

**i** 【お問い合わせ】一般的なお問い合わせは<u>業務改善助成金コールセンター(8/10開設)</u>まで **0 3 − 6 3 8 8 − 6 1 5 5** (受付時間 平日8:30~17:15)

【申請窓口】徳島労働局雇用環境・均等室(電話:088-652-2718)

## 最低賃金を引き上げた中小企業における 雇用調整助成金等の要件緩和について

#### 概要

業況特例等の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3ヶ月間の休業については、休業規模要件(1/40以上)を問わず支給する予定です。

## 対象となる条件

以下の①及び②の条件を満たす場合は、小規模の休業(1/40未満)も対象。

例:10人規模の中小企業が20日の所定労働日数の月に、4人日分の休業を行った 場合も対象

4人日(休業)/200人日(10人×20日) = 1/50 < 休業企業規模(1/40)

- ① 令和3年10月から3ヶ月間の休業について、業況特例又は地域特例の対象と なる中小企業(令和3年1月8日以降解雇等を行っていない場合に限る。)で あること。
- ② 事業場内最低賃金(当該事業場における雇入れ3月を経過した労働者の事業場内で最も低い時間あたりの賃金額。地域別最低賃金との差が30円未満である場合に限る。)を、令和3年7月16日以降、同年12月までの間に、30円以上引き上げること。
  - ※同一都道府県内に地域別最低賃金との差が30円未満である事業場が複数ある事業主は、最も低い事業場内最低賃金を30円以上引き上げ、他の事業場もこの水準以上に引き上げる必要があります。
  - ※就業規則その他これに準ずるものにより、当該引上げ後の賃金額を事業場で使用する労働者の下限の賃金額とすることを定める必要があります。
  - ※当該引上げの実施日以降の休業について要件緩和が利用できます。

### 申請手続等

- 雇用保険被保険者、被保険者以外ともに、<mark>緊急雇用安定助成金として申請</mark>を 行っていただきます。
- 緊急雇用安定助成金は、<mark>休業に対する助成</mark>となります。(教育訓練や出向は 対象になりません。)
- 助成率や上限額は業況特例や地域特例と同じになりますが、10月以降の助成率等については8月中にお知らせします。
- 具体的な申請手続き等は別途お知らせします。

お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む

6

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP

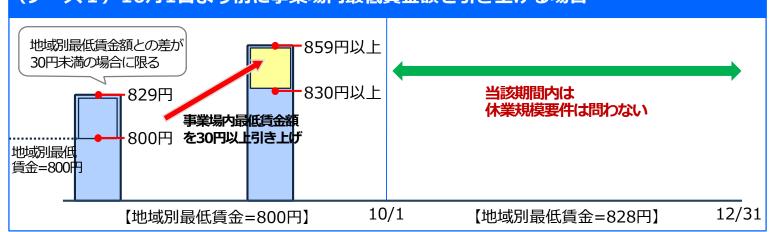


LL030730企01

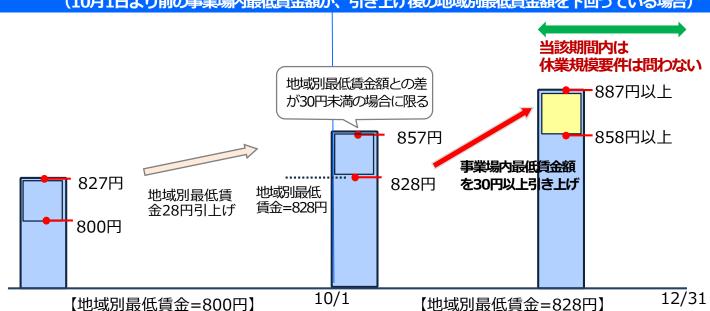
#### (要件緩和の対象となるケースのイメージ)

引上げ前の地域別最低賃金が800円。地域別最低賃金の引上げ額が28円。 地域別最低賃金の引上げ日が10月1日の場合。

#### (ケース1)10月1日より前に事業場内最低賃金額を引き上げる場合



#### (ケース2)10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合 (10月1日より前の事業場内最低賃金額が、引き上げ後の地域別最低賃金額を下回っている場合)



# (ケース3)10月1日以降に事業場内最低賃金額を引き上げる場合

